

大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定の概要

1 名称 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区域

北安曇郡池田町大字会染 773-1 番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を北進し、三角点（1,015.6 メートル）を経て、同市町界と大町市八坂（旧八坂村）の町村界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と町道 210 号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との接点に至り、同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 245 ヘクタール）

3 存続期間

令和 8 年（2026 年）11 月 1 日から令和 13 年（2031 年）10 月 31 日まで
（5 年間）

4 指定目的

当該区域は、池田町にある大峰高原に位置し、アカマツやカラマツなどの針葉樹とコナラなどの広葉樹が混交する林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、多様な鳥獣が生息している。

一方、近年はニホンジカやイノシシの生息数が増加しており、近接農地ではこれら野生動物による農作物被害が発生している。

このため当該区域において、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とする一方、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を図ることを目的とする。

5 管理方針

農林業被害の軽減を図るため、狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、狩猟による個体数の減少を図る。

池田町等の関係機関と十分な連携を図りながら周辺農地における被害状況を把握し、狩猟期間以外においては有害鳥獣捕獲等により効果的な捕獲を実施する。

また、ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的の周知徹底を行い、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう定期的な巡視、看板の設置等により生息地の環境を適切に保持する。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 245ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	205ha	
農耕地	1ha	
水 面	ha	<干潟 ha>
その他	39ha	

イ 所有者別内訳

国有地	—ha			
		制限林	—ha	{ 保安林 —ha (〇〇保安林) 砂防指定地 —ha
{ 国有林	{ 林野庁所管 —ha	普通林	—ha	その他 —ha
	{ 文部科学省所管 —ha			
{ 国有林以外の国有地				
地方公共団体有地	—ha	{ 都道府県有地	—ha	
		{ 市町村有地等	—ha	
私有地等	245ha			
公有水面	—ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—ha	{ 自然環境保全地域特別地区 —ha 自然環境保全地域普通地区 —ha
自然公園法による地域	—ha	{ 特別保護地区 —ha 特別地域 —ha 普通地域 —ha
文化財保護法による地域	—ha	

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 区域の位置

当該地域は、池田町北東部の標高 850m から 1,020m の区域に位置する。

イ 地形、地質等

地形的には東向きの斜面が多く、地質的には主に新生代第三紀層の泥岩、砂岩、礫岩、凝灰岩及び石英安山岩を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

アカマツ、カラマツ等の針葉樹とコナラ等広葉樹を主体とする林相を呈しており、多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣

ア 鳥類

フクロウ、キジ、キジバト、トビ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメ、キセキレイ、カワラヒワ

イ 獣類

ニホンカモシカ（特天）、○イノシシ、○ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ハクビシン

※○は当該地域で一般的に見られる鳥獣種。

※アンダーラインの引かれた鳥獣は、法第 7 条第 5 項第 1 号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 主な農林業被害の状況

大峰周辺の農地では、主にニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる食害や踏み荒らしによる被害が発生している。

当該区域が位置する池田町における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

令和4年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	130	1	28	11
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	120	1	11	10
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	0	1	0	
ハクビシン	果樹、野菜類	0	1	2	0
鳥類	稲、果樹	4	3	0	17

※被害金額は、当該地域を含む池田町の合計

令和5年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	163	1	31	2
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	120	1	15	1
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	0	1	2	
ハクビシン	果樹、野菜類	0	1	1	0
鳥類	稲、果樹	4	3	0	21

※被害金額は、当該地域を含む池田町の合計

令和6年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	144	1	74	18
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	328	1	17	3
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	0	1	25	
ハクビシン	果樹、野菜類	0	1	6	0
鳥類	稲、果樹	0	3	1	21

※被害金額は、当該地域を含む池田町の合計

(長野県農政部実施：野生鳥獣農作物被害状況調査)

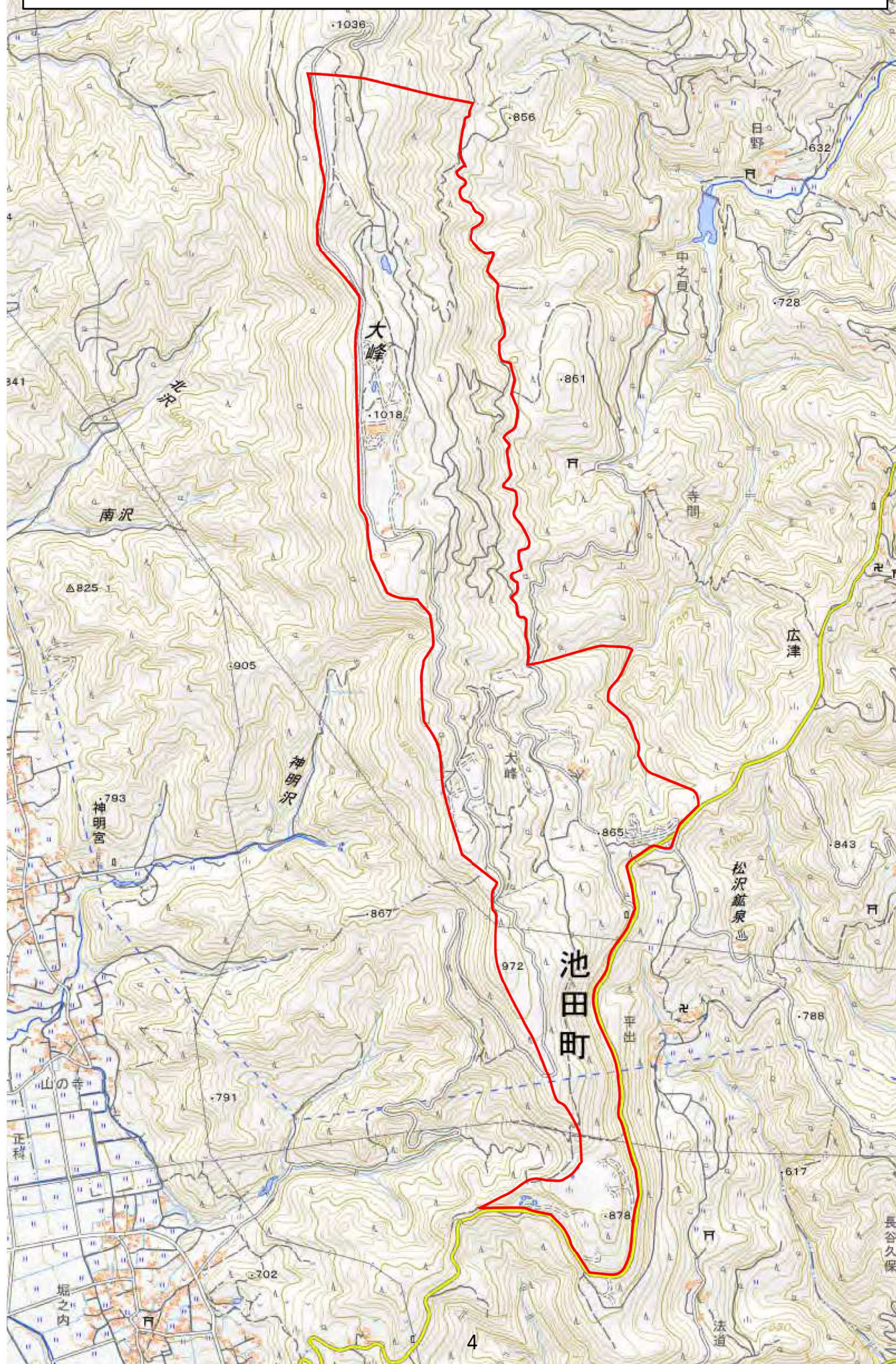
8 更新及び維持管理に関する事項

案内板 2 基
木 標 本
制 札 10 枚
補助版 10 枚

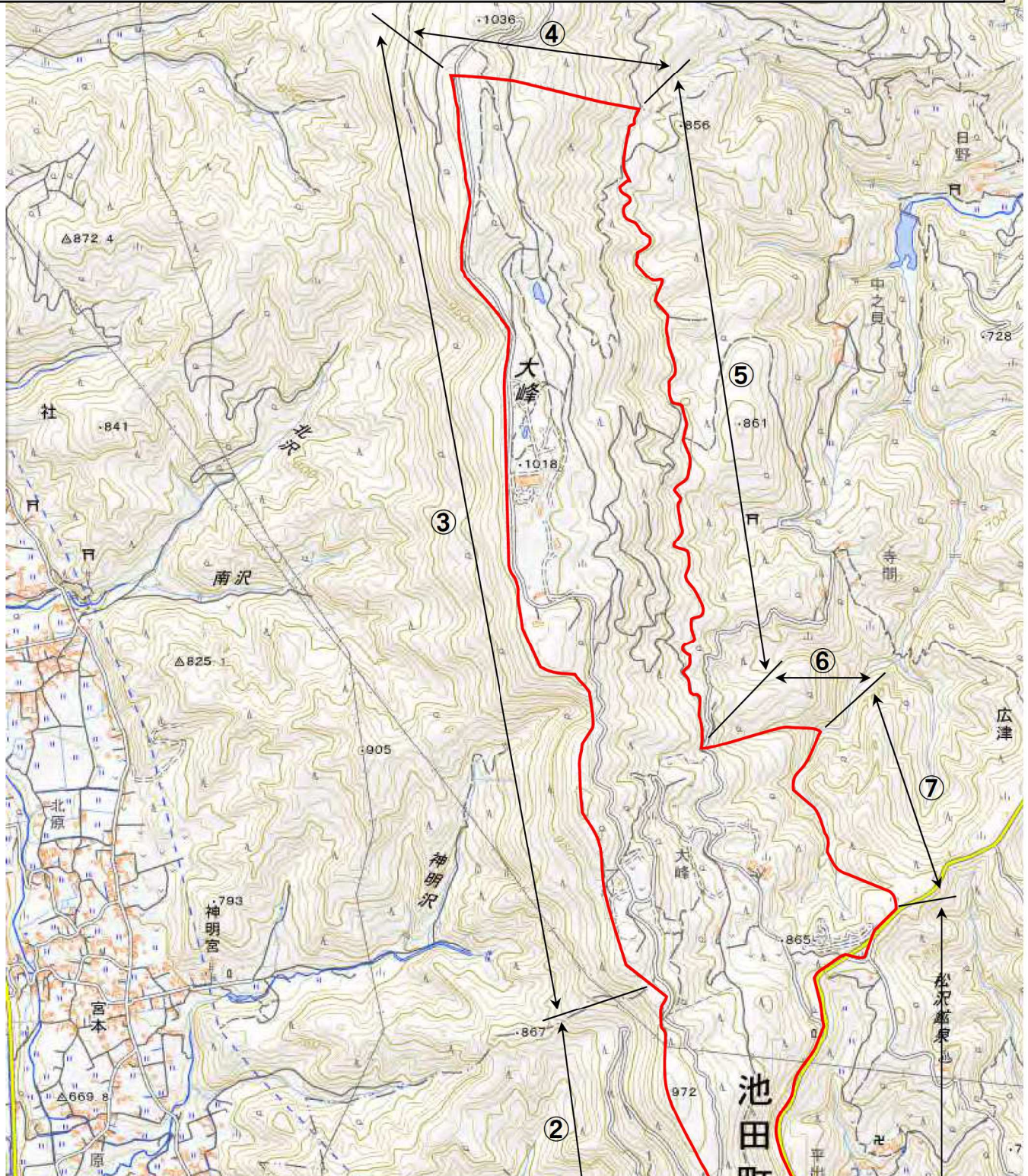
〈添付書類〉

- 1 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域図
- 2 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図
- 3 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域利害関係者名簿

大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域図



大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域説明図



- ① 北安曇郡池田町大字会染773-1番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、
- ② 同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、
- ③ 同点から同市町界を北進し、三角点(1,015.6メートル)を経て、同市町界と大町市八坂(旧八坂村)の町村界との接点に至り、
- ④ 同点から同市町界を東進し、同市町界と町道210号線との交点に至り、
- ⑤ 同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交点に至り、
- ⑥ 同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との接点に至り、
- ⑦ 同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、
- ⑧ 同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域 利害関係者名簿

所属・職名	氏名	指定の賛否	意見	意見に対する対応
池田町長	矢口 稔	賛成		
北アルプス森林組合 代表理事組合長	割田 俊明	賛成		
大北農業協同組合 代表理事組合長	武井 宏文	賛成		
大北地区猟友会 池田町支部長	松田 忠雄	賛成		
大峰袖沢植林組合長	横沢 政男	条件付き賛成	①植林した成長しつつある樹木の皮むき、食害が見受けられるので、該当する種類の動物は優先して駆除できるように許可願いたい。 ②サル、ニホンジカ、イノシシについては、通年駆除ができるようお願いしたい。	令和8年1月16日、北アルプス地域振興局林務課職員から横沢組合長に架電し、加害するシカ捕獲を池田町主体で実施していること、サル、シカ、イノシシの捕獲は通年で許可できる旨を説明。 <u>区域指定について賛成である旨の回答を得た。</u>
池田町堀ノ内自治会長	勝野 尚芳	賛成		
池田町広津自治会長	山崎 嘉政	賛成		
池田町中島自治会長	太田 多久治	賛成		
池田町観光協会長	矢崎 昭和	賛成		
計	9名			